

 <p>江戸川区議会議員（無所属） 神尾 てるあき てるてるネットワーク</p>	<p>第58号 2019年8月6日</p> <p>てるてるネットワーク編集部署 P・R creative 東京都江戸川区瑞江3-23-8</p>	 <p>神尾 てるあき かみお 現場目撃で、 確かな未来を!</p>
---	--	--

改正健康増進法一部施行, 病院・学校・役所など全面禁煙に！

1. 改正健康増進法が一部施行

7月1日から、多くの人々が利用する施設での喫煙を規制する改正健康増進法が一部施行され、病院、学校、行政機関などが敷地内禁煙になりました。これまで江戸川区役所にも本庁舎2階に喫煙室がありましたが、法律の施行に伴い撤去されました。その代わりに、区役所西棟の外に屋外喫煙所が設置されました。江戸川区役所のように例外的に屋外喫煙所の設置をすることは認められていますが、一部の自治体や中央省庁では全面禁煙とし、より厳しい対応をとる方向性も示されています。また、幼稚園・保育所・小中高等学校は、上記のような例外規定は適用されず、屋外にも喫煙場所を設置することは認められません。これらの規制に伴い、喫煙者が外の喫煙所に流れて、周囲に影響が出ると懸念する声もあがっています。

2. 規制の在り方の問題点

私は、タバコは吸いませんし、副流煙などでタバコの影響を受けることも苦手です。しかし、現在の規制の在り方は、適正でないと感じている点もあります。例えば、今回の法改正により全面禁煙となったとしても、喫煙者自体がいなくなるわけではありません。吸える場所がなくなった分、どこかで喫煙をしなければなりません。そうすると、認められている喫煙所が異常に混雑することや喫煙が認められていない場所でも隠れて吸うということが起こりかねません。規制をするのであれば、その一方で、喫煙ができる場所の確保も進める必要があると考えます。今回の問題に限った話ではありませんが、権利と権利がぶつかり合う場合には、その両者のバランスをとることが重要です。喫煙をする自由は「権利」とまでは断定されていませんが、仮に権利だとしても「制限に服しやすいもの」とされています(最高裁昭和45年9月16日判決)。受動喫煙をしたくない権利とぶつかり合う今回のケースにおいても、一方の権利・自由が不当に制限されることがないように配慮することが求められます。

3. 海外のタバコ規制の状況

この数年間で我が国では、受動喫煙や分煙などの言葉が一般的になりました。一方で海外では、我が国よりも早い時期からタバコに対する規制を実施しているケースが多くありました。例えば、EU諸国ではテレビ・ラジオ・インターネットなどでタバコの宣伝をすることが禁止されています。また、世界初の禁煙国家として有名なブータンでは、国内でのタバコ製品の販売自体が禁止されています。クリーンな国として有名なシンガポールも、ほとんどの店舗で禁煙となっています。さらに、中国の上海では、世界で最も厳しい禁煙例と呼ばれる条例が2017年に施行されました。WHO(世界保健機関)の評価によると、日本の受動喫煙対策は「世界最低レベル」とされています。

今年は我が国でラグビーワールドカップが開催され、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。今後は海外の事例に倣って喫煙場所と禁煙場所の明確化とタバコ規制の厳格化が進むものと推測されます。

4. 江戸川区でも条例改正か!?

江戸川区では、歩きタバコ・ポイ捨てを禁止する条例が制定されています(江戸川区歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例)。しかし、この条例に罰則規定はなく、その効力に対して疑問視する声もたくさん届いています。近隣自治体においても罰則規定を制定する事例が増えていることに鑑みると、今後、江戸川区においても歩きタバコ・ポイ捨てに対して罰則規定を設けるか否かの議論をする必要が出てきます。5月23日(木)に開催した第27回タウンミーティングにおいて、この議題を提起したところ、参加された皆様から多岐にわたる意見が出ました。具体的には「タバコの金額を上げれば喫煙者は減る」「条例で規制すべきものではなく罰則規定を設けるべきではない」「高額な過料を設定すれば、路上喫煙は減る」などの意見がありました。今後、私が議会において条例改正を判断する上でも参考となりました。

5. 今後の展開

今回の法改正を皮切りに、今後は飲食店など店舗での喫煙ルールも変わっていきます。特に、地域で事業をされている方にとっては、影響が大きいと感じています。東京都では、従業員を雇っている飲食店を原則禁煙とする受動喫煙防止条例が、昨年6月27日に可決されました。この条例が施行(2020年4月)されると、従業員を雇用している店舗では原則屋内禁煙となり、飲食を認めない「喫煙専用室」でのみ喫煙可能となります。死活問題になると懸念されている方もいらっしゃるのではないかと想像します。実際に運用していく中で、具体的な事情や課題が出てきて、模索しながら制度改正をしていくことになるかと予測しています。

★江戸川区の人口が70万人を突破!!★ ※都内第4位

7月10日に江戸川区の人口が初めて70万人を超えました。江戸川区の人口は、昭和55年に50万人、平成8年に60万人を超え、順調に増えてきました。人口が増えるということは、自治体として魅力があることを示していますし、税金の面でもプラスです。人口減少傾向の自治体が多い中で、人口が増え続けている江戸川区の未来は明るいと評価できます。

神尾昭央(かみおてるあき) プロフィール

1982年(昭和57年)静岡県西伊豆の土肥町(現在の伊豆市)で生まれる。
大学進学を期に江戸川区へ。日本大学 法学部 法律学科(法職課程)卒業。
駿河台大学 法科大学院(法務博士)修了。衆議院議員秘書として7年間務める。
ホームヘルパー資格を取得して福祉現場に従事。3児の父親として子育て奮闘中。
2015年江戸川区議会議員選挙 初当選。2019年江戸川区議会議員選挙 再選。
椿町会。江戸川消防団第5分団。日本大学校友会江戸川桜門会 幹事長。江戸川区倫理法人会 会長。
江戸川区吟剣詩舞道連盟 理事長。春江小学校PTA おやじの会 会長代行。
ソラミミスト(タモリ倶楽部・空耳アワー採用3回)。 趣味：詩吟、ボウリング、回文。



【神尾てるあき事務所】 〒132-0003 東京都江戸川区春江町3-32-3

TEL 03-5662-5116 FAX 03-5666-2356 メール info@kamioteruaki.jp

